悪質な訪問販売に気をつけましょう

訪問販売は手軽で便利な反面、一部の悪質な業者があなたを狙っています。販売の手口も最近は一層巧妙、悪質化しており、特に二十歳代以下の若者や高齢者が標的にされます。あなたや、あなたの家族が被害にあったり、トラブルに巻きこまれたりしないために、この特集をお役立て下さい。

昭和六十二年度（六十二年四月～六十三年三月）に市消費生活センターに寄せられた消費者生活相談は千四百十一件でした。前年度に比べ四十九件減っています。

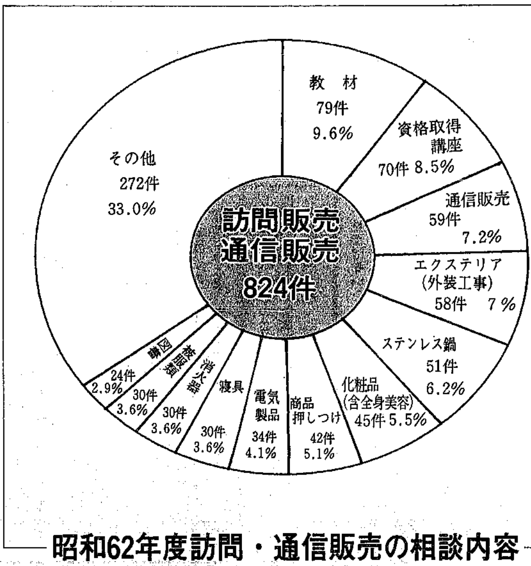

昭和62年度訪問・通信販売の相談内容

しかし、訪問販売や通信販売などの特殊販売と言われるものの相談は八百二十四件（訪問販売六百四十二件、通信販売百八十二件）で、前年度に比べ三件の増加となっており、深刻な相談も増えています。

六十二年度の特徴としては、国の指導や警察の取り締まりなどからか、英会話教材相談が半減し、海外商品先物取引相談が激減しました。

それに反して相談が増えたものとして、電話などの通信機関を使った資格取得講座や商品の押しつけなどの通信販売関係の相談、ビデオやパソコンなどの電気製品や電話器の販売についての相談が大きく増えました。

ご用心！ 若者と高齢者が狙われます

若者が多くトラブルに巻き込まれるものとしては、英会話教材、資格取得講座、エステティック（全身美容）を含む化粧品、電気製品、消火器、商品などが割り引きのある会員券、宝石類などさまざまです。

高齢者の場合は、催眠商法による羽毛ブトンやかたり商法による消火器、トイレの換気扇などに多くトラブルが起きています。

二十歳代以下の若い人の相談が意外に多いのは、社会経験の未熟な点をつかれてのことと思います。十分注意して下さい。高齢者の場合は、家族の留守中などに狙われますので、一声かけるなどご注意下さい。

未成年者の契約は親の同意が必要

未成年者（二十歳未満）を保護するために、契約などは親の同意を必要とし、親の承諾のない契約は取り消しすることができます。

契約の取り消し方法としては、親権者か本人が契約取り消しの通知を出すことで取り消されます。

契約を取り消した場合に、支払い済みのお金があれば返還してもらえますし、商品を受け取っている場合は、現に残っている商品だけを返せばよいことになっています。

もし、商品を使ってしまった場合であっても、一般的にはその使用分の代金を支払う必要はありません。

このように未成年者は法律上保護されている訳です。ただし、未成年者の契約であっても、成人後に代金を支払うなどの追認行為があると取り消しはできなくなりますので注意して下さい。

クーリング・オフは（無条件解約）7日以内に

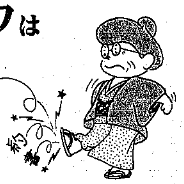

一般的な契約（約束）は一度結ぶと、それを守る義務が生まれ、自分の都合だけで一方的にやめられなくなります。

しかし、訪問販売の場合は買う気持ちがないのに一方的なセールスによって契約させられることから、それを一方的に取り消せる権利（クーリング・オフ）が消費者に特別に認められています。

クーリング・オフの条件は次のとおりですが、その手続きは書面によって申し出なければならないことになっています。

①契約の書面を受け取った日を含めて七日以内であること
②商品代金をまだ全額支払っていないこと
③指定された商品であること
④健康食品や化粧品などのように、使うと商品価値がなくなるものは、まだ使用していないこと

解約の通知は内容証明郵便で

解約の申し出は必ず書面で通知して下さい。解約に伴う経費は販売者の全額負担になります。また、支払い済みのお金は返してもらうことができます。

解約の申し出は、書面の発送日が発効日です。発送したことが後で証明される内容証明郵便か簡易書留ハガキで行って下さい。

内容証明郵便の用紙は、文具店などで売っている市販の用紙を使うと便利です。それを三部複写します。誤字、脱字を訂正するときは、訂正印を押します。

一通は相手側に、もう一通は郵便局に保管、残りの一通は差出人が保管します。

●ハガキ（簡易書留）での通知例

郵便はがき
○○○○
○○○○
○○株式会社
○○課 御中

申込日 ○年○月○日
商品名・担当者名
右記日付の申込は撤回（または契約は解除）します。
住所
名前

内容証明郵便での通知例

○○○の契約解除について

私は、去る昭和○年○月○日、貴社のセールスマンの訪問を受け、自宅において貴社の商品（○○○）○○個の購入を申込みました。

しかしながら、この契約を解除させていただきます。

なお、セールスマンが置いていかれた商品は、お引き取りいただき、支払った○○円を返金してくださるよう、お願い申し上げます。

内容証明書用紙

昭和○年○月○日

○○県○○市○○町○○番地
氏名

○○県○○市○○町○○番地
被通知人
○○取締役○○○○殿

契約は慎重に！

家族と相談し
よく考えてから

ひとりで悩まずお気軽にどうぞ

訪問販売などでお困りの方、ひとりで思い悩まず気軽にご相談を。

皆さんとともに考え、解決のためのお手伝いをします。

相談は、無料です。

〈相談先〉
市消費生活センター
☎228―8100
西堀通6番町 中央公民館内

トラブルに巻き込まれないために

一、購入する意思のないときは勇気を出してハッキリと断わること
二、身元のハッキリしないセールスマンは家の中に入れないようにする
三、最初から購入する意思のない商品の場合は義理で説明を聞かない
四、初対面のセールスマンの説明をすぐ真に受けないで、よく考えてみる
五、お金の支払いや契約を急がせるものや契約を無理に勧めるものは用心する